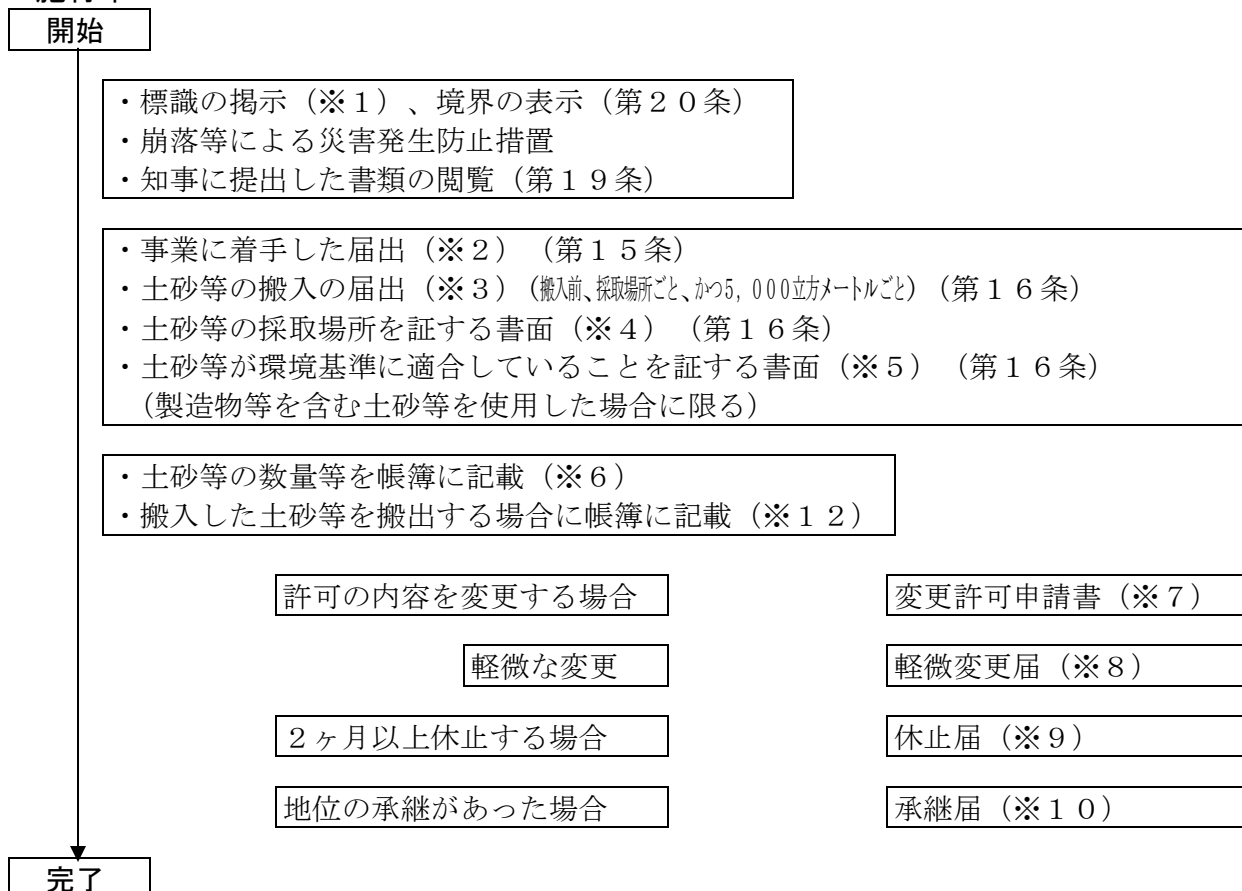


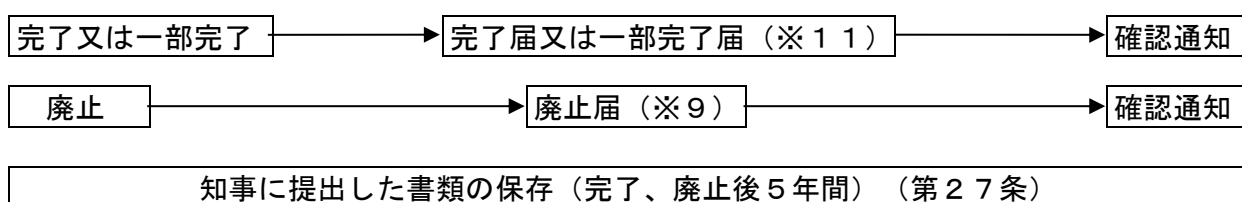
第4 特定事業の施行（許可後の手続き等）について

I 許可を受けた者の施行から完了までのフロー図

1 施行中



2 完了時等



様式

- ※1 埋立て等に関する標識（第11号様式）
- ※2 特定事業着手届（第6号様式）
- ※3 土砂等搬入届（第7号様式）
- ※4 土砂等採取元証明書（第8号様式）
- ※5 検査試料採取調書（第9号様式）及び土壌分析（濃度）結果証明書
- ※6 埋立て等施行管理台帳（第10号様式）
- ※7 特定事業変更許可申請書（第4号様式）
- ※8 特定事業軽微変更届（第5号様式）
- ※9 特定事業廃止（休止）届（第13号様式）
- ※10 特定事業承継届（第14号様式）
- ※11 特定事業完了届（第12号様式）又は特定事業一部完了届（第12号様式の2）
- ※12 埋立て等施行管理台帳（搬出用）（第10号様式の2）

Ⅱ 特定事業を実施する際の留意点

特定事業の許可を受けた事業者が、特定事業の着手、土砂等の搬入の前に行うことは、下記のとおりとなります。

- 1 土砂等の搬入を管理するための管理事務所を設置してください。
- 2 特定事業に関することを表示した標識を設置してください。
- 3 土砂等の搬入路を確保してください。
- 4 特定事業区域の境界を明示した杭等を設置してください。境界杭は屈曲点その他必要な地点に設置することとします。
- 5 その他土砂等搬入に必要な工事工程が終了した場合は、その旨を県へ連絡してください。

Ⅲ 特定事業の施行管理

1 届出等

届出書	留意事項
(1) 特定事業着手届 (条例第15条)	埋立て等に着手したときは、着手した日から10日以内に特定事業着手届（第6号様式）を提出すること。
(2) 土砂等搬入届 (条例第16条)	<p>① 土砂等の搬入を行う前には必ず、土砂等搬入届（第7号様式）を提出し、土砂等採取元証明書（第8号様式）を添付すること。</p> <p>② 搬入届は土砂等の発生場所ごとに、また、同一の発生場所の場合においても5,000立方メートルごとに作成すること。</p> <p>③ 搬入しようとする土砂等に、製造物等を含むときは、検査試料採取調書（第9号様式）・土壌分析（濃度）結果証明書（計量法第107条の規定による登録を受けた者が発行したものに限り。）を添付すること。また、全て原本を提出すること。</p> <p>【注意事項】</p> <p>1 土砂等搬入届（第7号様式）について</p> <p>①報告されている土砂等の採取元、量、期間等に変更がある場合は、併せて特定事業変更許可申請書又は特定事業軽微変更届を提出すること。</p> <p>②土砂等の搬入予定量：採取元証明書のそれぞれの項目を記載すること。</p> <p>③土砂等の搬入期間：当該搬入届で、特定事業場実際に搬入される土砂等の搬入期間を記載すること（発生元の工事の期間等ではないことに注意すること）。</p> <p>2 土砂等採取元証明書（第8号様式）について</p> <p>①採取元の事業者が埋立て等を行う事業者に提出すること。</p> <p>②当該特定事業区域への土砂等の搬入予定量：当該採取元より採取する総予定土量を記載すること。</p> <p>③今回の証明に係る土砂等の量：搬出契約量のうち当該証明書に係る土砂等の量（一度に最高5,000m³まで）が記載されていること。</p> <p>④土砂等の運搬事業者名：土砂等の採取場所から当該特定事業場までの運搬に係るすべての運搬事業者名が記載されていること（別紙として、一覧表で提出しても可）。</p> <p>3 検査試料採取調書（第9号様式）について</p> <p>検査のための試料を採取した者が作成すること。</p> <p>なお、土壌検査を行う場合は、「Ⅳ 土壌検査の実施における留意点（P18）」を参照願います。</p>

届出書	留意事項
(3) 特定事業軽微変更届 (条例第13条)	<p>特定事業について条例第13条第4項に定める軽微な変更をした場合は、特定事業軽微変更届 (第5号様式) により関係書類を添付し、遅滞なく届け出ること。</p> <p>① 事業者に関する変更事項：氏名 (名称) ・住所・法人代表者の氏名 添付書類：住民票・法人登記簿謄本・会社の定款など変更内容が明らかな書類等</p> <p>② 事務所の所在地、位置 添付書類：図面等</p> <p>③ 特定事業に供する施設の設置計画及び位置 添付書類：図面等</p> <p>④ 現場管理者の氏名 添付書類：事業者が定めた当該特定事業場における現場の管理者であることを証する書面</p> <p>⑤ 事業に関する変更事項：特定事業に使用される土砂等の量、採取場所及び期間等の搬入計画 添付書類：量を変更する場合は、土量変更の理由及び土量計算書 搬入計画が変更される場合は、特定事業に使用される土砂等搬入計画に関する事項</p>
(4) 特定事業完了届 (条例第23条)	<p>① 特定事業が完了した場合は、遅滞なく完了した形態での平面図、断面図を添付し、特定事業完了届 (第12号様式) を提出すること。</p> <p>② 搬入した土砂等に製造物等を含む場合には、当該特定事業区域内の土壌検査を行うこと。</p> <p>③ 特定事業完了届の提出後は県の職員による現場確認を受けること。</p> <p>※ 特定事業区域内の一部の埋立て等が完了した段階で、当該部分において舗装等を行う必要がある場合は、舗装等を行う前に、特定事業一部完了届 (第12号様式の2) を提出すること。</p>
(5) 特定事業廃止届 (条例第23条)	<p>① 特定事業を施行の途中で廃止しようとする場合には、平面図、縦断面図を添付し、特定事業廃止 (休止) 届 (第13号様式) を提出すること。</p> <p>② 搬入した土砂等に製造物等を含む場合には、当該特定事業区域内の土壌検査を行うこと。</p> <p>③ 特定事業廃止届の提出後は県の職員による現場確認を受けること。</p>

届出書	留意事項
(6) 特定事業休止届 (条例第23条)	<p>① 特定事業を2ヶ月以上休止しようとする場合は、土壌の汚染及び災害の発生を防止するための必要な措置を講じたうえ、平面図、縦断図を添付し、特定事業休止届（第13号様式）を提出すること。</p> <p>② 特定事業休止届の提出後は県の職員による現場確認を受けること。</p> <p>※ 再開の計画がないか、休止の期間が3年を超える場合については、(5)の特定事業廃止届を提出すること。</p>
(7) 特定事業承継届 (条例第24条)	<p>① 特定事業の全部を譲り受ける等特定事業の許可を受けた者の地位を承継する相続、合併又は分割があった場合には、遅滞なく特定事業承継等届（第14号様式）を提出すること。</p> <p>② 添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地位を承継した事実を証する書面 ・申請者の住民票の写し（法人の場合にあつては、登記簿謄本） ・事業者が定めた当該特定事業における現場責任者であることを証する書面 ・その他（現特定事業許可書の写し）

2 施行中の留意点

(1) 埋立て等施行管理台帳（第10号様式）

- ・採取場所ごとに作成し、土砂等の搬入過程を1日ごとに記載してください。
- ・土砂等の搬出については、第10号様式の2に記載してください。

(2) 埋立て等施行管理台帳（搬出用）（第10号様式の2）

- ・土砂等の搬出について1日ごとに記載してください。

(3) 関係書類の閲覧等

- ① 特定事業の施行を管理する事務所において、特定事業が施行されている間、知事に提出した書類の写し並びに埋立て等施行管理台帳を公衆の閲覧に供してください。
- ② 特定事業の完了若しくは廃止の届出をした日又は許可の取消しを受けた日から5年間、知事に提出した書類の写し並びに埋立て等施行管理台帳を保存してください。

IV 土壌検査の実施における留意点

1 試料採取について

土壌検査を行う際の試料採取については、計量法第107条の規定による登録を受けた者（以下「証明事業者」）に行っていただくか、持ち込む場合には証明事業者の確認のうえ、適切な方法により行うこと。

※採取器具等に不純物が付着している場合、検査結果に影響を与えることがあります。

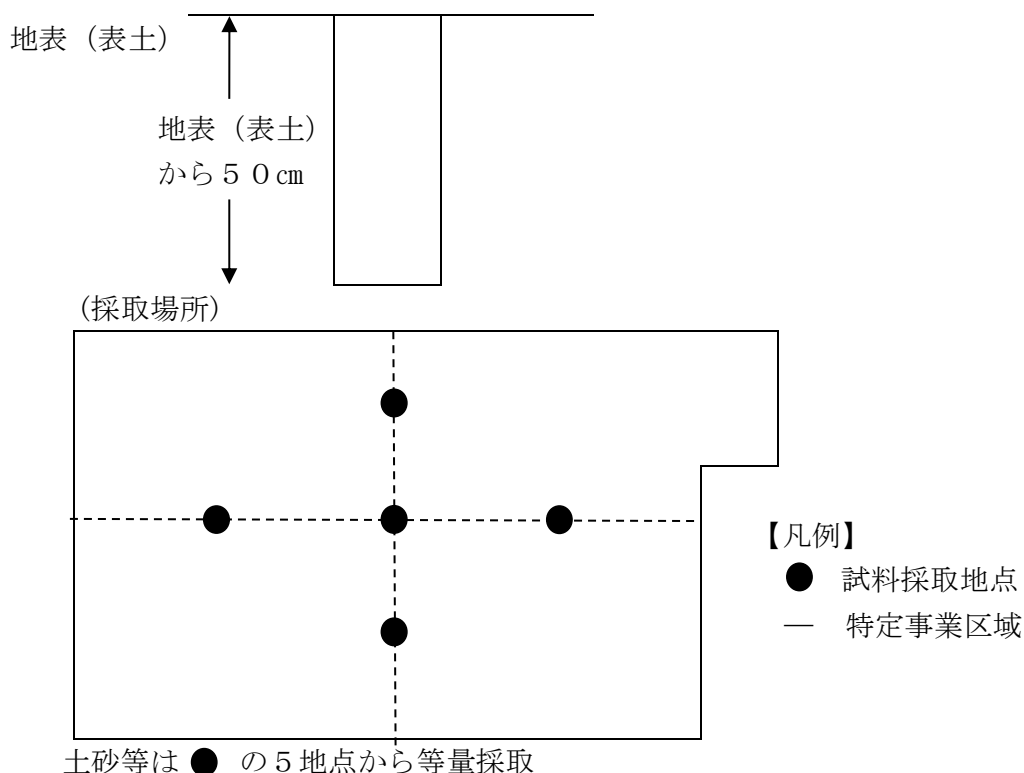
2 試料採取の方法

(1) 搬入時

- ① 土砂等の発生場所ごと、かつ5,000立方メートルごとに採取すること。
- ② ①の際、試料は原則として、分散した任意の5地点を決め、その5地点から採取された土砂等を等量混合すること。
- ③ 深さは、地表から50センチメートルまでの土砂等を均等に採取すること。

(2) 完了時

- ① 土壌検査は、特定事業区域を3,000平方メートル以内の区域に等分して行うこと。
- ② 土壌検査のための試料とする土砂等の採取は、①の規定により区分された区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる二直線上の当該中央地点から5メートルから10メートルまでの4地点（当該地点がない場合にあつては、中央地点を交点に直角に交わる二直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中間の4地点）の土壌について行うこと。
- ③ ②により採取する土砂等は、それぞれの採取地点において等量とし、採取後、①により区分された区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに一試料とすること。
- ④ 深さは、地表から50センチメートルまでの土砂等を均等に採取すること。



3 土壤検査の結果を証する書面

- (1) 土壤分析結果証明書は、証明事業者が発行する計量証明書とします。
- (2) 試料採取が、適切な方法により行われていない場合は、この条例の土壤分析結果を証する書面とはみなしません。(試料採取日から6ヶ月を経過していないものを提出すること。)

4 採取した土砂等の取り扱い

土壤の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）付表に定める方法により証明事業者を確認の上、適切に行うこと。

5 証明事業者について

計量法第107条の規定による登録を受けた計量証明事業者の名簿は、岐阜県計量検定所のホームページに掲載されております。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/7333.html>

V 構造基準について

1 構造基準の安定計算

- (1) 特定事業の構造について、別表第二に基づいて、法面の安定計算を実施する際には、円弧すべり面法のうち簡便式（スウェーデン式）により検討することを標準としますが、他の適切な安定計算によることも可とします。また、地震時の安定計算も行うこと。
- (2) 安定計算を実施する際には、ボーリング調査を実施し、採取した試料により土質試験を行って算定した数値を基に土質定数を決定すること。
- (3) ボーリング調査により軟弱層（圧密層）が確認された場合には、圧密試験を行い、その結果を基に圧密計算を実施し、側方流動に対し安全か確認を行うこと。
- (4) 安定に必要な最小安全率（ F_s ）は、常時 1.2 以上、地震時 1.0 以上であることを標準とします。

2 規則別表第2に係る参考資料

別表第二（第3条関係）

- 1 特定事業区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないようにくい打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。
- 2 著しく傾斜をしている土地において特定事業を施行する場合にあっては、特定事業を施行する前の地盤と特定事業に使用された土砂等との接する面が滑り面とならないように当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられていること。
- 3 埋立て等の高さ（特定事業により生じた法面の最下部（擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の上端）と最上部の高低差をいう。以下同じ。）及び法面（擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁部分を除く。以下同じ。）の勾配は、次の表の土砂等の区分の欄に掲げる土砂等の区分に応じ、それぞれ当該埋立て等の高さの欄及び当該法面の勾配の欄に定めるものであること。

土砂等の区分		埋立て等の高さ		法面の勾配
砂、礫、砂質土、 礫質土、通常の 施工性が確保さ れる粘性土その 他これらに準ず るもの	建設業に属する事業を行 う者の再生資源の利用に 関する判断の基準となる べき事項を定める省令 （平成3年建設省令第19 号）別表第一に規定する 第1種建設発生土、第2 種建設発生土及び第3種 建設発生土 注1	土質試験等に基づき 埋立て等の構造の安 定計算（以下「安定 計算」という。）を 行った場合	安全が確保され る高さ	安全が確保される勾配
	その他 注2	その他	10メートル以下	垂直1メートルに対する水平 距離が1・8メートル（埋立て 等の高さが5メートル以下の 場合にあっては、1・5メート ル）以上の勾配
その他 注3		5メートル以下		垂直1メートルに対する水平 距離が1・5メートル以上の 勾配
		安定計算を行い、安全が確保される高 さ		安定計算を行い、安全が確保 される勾配

- 4 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条から第10条までの規定に適合すること。

注4

- 5 埋立て等の高さが5メートル以上である場合にあっては、埋立て等の高さが5メートルごとに幅が1メートル以上の段を設け、当該段及び法面には雨水等による法面の崩壊を防止するための排水溝が設置されていること。
- 6 特定事業の完了後の地盤に緩み、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講じられていること。
- 7 法面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の侵食に対して保護する措置が講じられていること。
- 8 特定事業区域（法面を除く。）は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。

備考 特定事業が施行されている間においては、第5号から第8号までの規定は、適用しない。

注1 参考に条文を掲示

注2 建設発生土以外の土砂で泥土以外のもの

注3 第4種建設発生土及び浚渫土

注4 参考に条文を掲示

参考 別表第二の三号の表中、土砂等の区分について

- ・ 条例の別表第二の三号の表中、土砂等の区分欄は、下記条文を参考に区分すること。
- ・ 土砂等の区分欄中『砂、礫、砂質土・・・』の欄の下「その他」の区分は、建設発生土以外の土砂等で泥土以外のものをいう。
- ・ 第4種建設発生土及び浚渫土並びに泥土は、土砂等の区分欄『その他』に該当する。

建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令
抜粋（平成3年建設省令第19号）

（この省令の趣旨）

第1条 この省令は、建設業に属する事業を行う者（以下「建設工事業業者」という。）の再生資源の利用を促進するため、再生資源の利用の促進に関する法律第10条の規定に基づき、再生資源の利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第327号）別表第1の第1欄に掲げる土砂、コンクリートの塊及びアスファルト・コンクリートの塊のうち建設工事に伴ない副次的に得られたもの（以下それぞれ「建設発生土」「コンクリート塊」及び「アスファルト・コンクリート塊」という。）について、建設工事業業者の建設工事に係る事業場（以下「工事現場」という。）での利用に関する判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

中略

（再生資源の利用の原則）

第3条 建設工事業業者は、請負契約の内容及び再生資源の利用に関する技術水準を踏まえるとともに、建設工事を施工する場所の状況及び再生資源化施設（建設工事に係る再生資源を利用するために必要な加工を行う施設をいう。）の立地状況等を勘案し、再生資源を建設資材として用いる建設工事を施工することにより、その利用を行うものとする。

（建設発生土の利用）

第4条 建設工事業業者は、建設発生土を利用する場合において、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、主として右欄に掲げる用途に利用するものとする。

2 前項の場合において、建設工事業業者は、建設発生土の品質等に関する技術的知見に基づき、建設工事の施工又は完成後の工作物（建築物を含む。以下同じ。）の機能に支障が生じないように、適切な施工を行うものとする。

3 建設工事業業者は、建設発生土の利用に当たって、あらかじめ建設発生土の発生又は利用に係る必要な情報の収集又は提供に努めるものとする。

中略

（再生資源の発生した工事現場での利用）

第7条 建設工事業業者は、適切な施工方法の選択、資材置場の確保及び施工機械（再生資源を建設資材として利用するために必要な加工を行う装置を含む。）の選択に配慮し、再生資源が発生した当該工事現場での利用に努めるものとする。

以下別表まで略

別表第1（第4条関係）

第1種建設発生土 （砂、礫及びこれらに準ずるものをいう。）	工作物の埋め戻し材料 土木建造物の裏込材 道路盛土材料 宅地造成用材料
第2種建設発生土 （砂質土、礫質土及びこれらに準ずるものをいう。）	土木建造物の裏込材 道路盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料
第3種建設発生土 （通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるものをいう。）	土木建造物の裏込材 道路路体用盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料 水面埋立て用材料
第4種建設発生土 （粘性土及びこれらに準ずるもの（第3種建設発生土を除く。）をいう。）	水面埋立て用材料

発生土利用基準(平成18年8月10日付け国官技第112号、国官総第309号、国官計第59号)

1. 目的

本基準は、建設工事に伴い副次的に発生する土砂や汚泥（以下「発生土」という。）の土質特性に応じた区分基準及び各々の区分に応じた適用用途標準を示すことにより、発生土の適正な利用の促進を図ることを目的とする。

2. 適用

本基準は、発生土を建設資材として利用する場合に適用する。ただし、利用の用途が限定されており、各々の利用の用途に応じた基準等が別途規定されている場合には、別途規定されている基準等によるものとする。なお、建設汚泥の再生利用については「建設汚泥処理土利用技術基準」（国官技第50号、国官総第137号、国官計第41号、平成18年6月12日）を適用するものとする。

3. 留意事項

本基準を適用し、発生土を利用するにあたっては、関係法規を遵守しなければならない。

4. 土質区分基準

(1) 土質区分基準

発生土の土質区分は、原則として、コーン指数と日本統一土質分類を指標とし、表-1に示す土質区分基準によるものとする。なお、土質改良を行った場合には、改良後の性状で判定するものとする。

(2) 土質区分判定のための調査試験方法

土質区分判定のための指標を得る際は、表-2に示す土質区分判定のための調査試験方法を標準とする。

以下表まで略

表-1 土質区分基準

区分 (建設省令) *1)	細区分 *2)、*3)、*4)	コーン 指数 q _c *5) (kN/m ²)	土質材料の工学的分類 *6)、*7)		備考 *6)	
			大分類	中分類 土質 (記号)	含水比 (地山) ω _n (%)	掘削方法
第1種建設発生土 〔砂、礫及びこれらに準ずるもの〕	第1種	—	礫質土	礫[G]、砂礫[GS]	—	*排水に考慮するが、降水、侵出地下水等により含水比が増加すると予想される場合は、1ランク下の区分とする。 *水中掘削等による場合は、2ランク下の区分とする。
	第1種改良土*8)		砂質土	砂[S]、礫質砂[SG]		
			人工材料	改良土{I}		
第2種建設発生土 〔砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの〕	第2a種	800以上	礫質土	細粒分まじり礫[GF]	—	
	第2b種		砂質土	細粒分まじり砂[SF]	—	
	第2種改良土		人工材料	改良土{I}	—	
第3種建設発生土 〔通常の施工性が確保できる粘性土及びこれに準ずるもの〕	第3a種	400以上	砂質土	細粒分まじり砂[SF]	—	
	第3b種		粘性土	シルト{M}、粘土{C}	40%程度以下	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土{V}	—	
	第3種改良土		人工材料	改良土{I}	—	
第4種建設発生土 〔粘性土及びこれに準ずるもの(第3種発生土を除く)〕	第4a種	200以上	砂質土	細粒分まじり砂[SF]	—	
	第4b種		粘性土	シルト{M}、粘土{C}	40~80%程度	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土{V}	—	
			有機質土	有機質土{O}	40~80%程度	
	第4種改良土		人工材料	改良土{I}	—	
(泥土) *1)、*9)	泥土a	200未満	砂質土	細粒分まじり砂[SF]	—	
	泥土b		粘性土	シルト{M}、粘土{C}	80%程度以上	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土{V}	—	
			有機質土	有機質土{O}	80%程度以上	
	泥土c		高有機質土	高有機質土{Pt}	—	

*1) 国土交通省令(建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日 国交令59、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日 国交令60)においては区分として第1種~第4種建設発生土が規定されている。

*2) この土質区分基準は工学的判断に基づく基準であり、発生土が産業廃棄物であるか否かを定めるものではない。

*3) 表中の第1種~第4種改良土は、土(泥土を含む)にセメントや石灰を混合し科学的安定処理したものである。例えば第3種改良土は、第4種建設発生土または泥土を安定処理し、コーン指数400kN/m²以上の性状に改良したものである。

*4) 含水比低下、粒度調整など物理的な処理や高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行った場合は、改良土に分類されないため、処理後の性状に応じて改良土以外の細区分に分類する。

*5) 所定の方法でモールドに締め固めた試料に対し、コーンペネトロメーターで測定したコーン指数(表-2参

照)。

- * 6) 計画段階(採掘前)において発生土の区分を行う必要があり、コーン指数を求めするために必要な試料を得られない場合には、土質材料の工学的分類体系((社)地盤工学会)と備考欄の岩山比(地山)、採掘方法から概略の区分を選定し、採掘後所定の方法でコーン指数を測定して区分を決定する。
- * 7) 土質材料の工学的分類体系において最大粒径は7.5mmと定められているが、それ以上の粒径を含むものについても本基準を参照して区分し、適切に利用する。
- * 8) 砂及び礫と同等の品質が確保されているもの。
- * 9) ・港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するものは廃棄物処理法の対象となる廃棄物ではない(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について 昭和46年10月16日 環整43 厚生省通知)
 - ・地山の採掘により生じる採掘物は土砂であり、土砂は廃棄物処理法の対象外である。(建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について 平成13年6月1日 環廃産276 環境省通知)
 - ・建設汚泥に該当するものについては、廃棄物処理法に定められた手続きにより利用が可能となり、その場合「建設汚泥処理土利用技術基準」(国官技第50号、国官総第137号、国営計第41号、平成18年6月12日)を適用するものとする。

表-2 土質区分判定のための調査試験方法

判定指数 *1	試験項目	規格番号・基準番号
コーン指数*2	締固めた土のコーン指数試験	J I S A 1 2 2 8
土質材料の工学的分類	地盤材料の工学的分類方法	J G S 0 0 5 1
自然含水比	土の含水比試験方法	J I S A 1 2 0 3
土の粒土	土の粒土試験方法	J I S A 1 2 0 4
液性限界・塑性限界	土の液性限界・塑性限界試験	J I S A 1 2 0 5

* 1) 改良土の場合は、コーン指数のみを測定する。

* 2) 1層ごとの突固め回数は25回とする。(参考表参照)

参考表 コーン指数(qc)の測定方法

※締固めた土のコーン指数試験方法(J I S A1228)(地盤工学会編「土質試験の方法と解説 第一回改訂版」pp.266-268)をもとに作成

供試体の作製	試料	4.75mmふるいを通したもの ただし、改良土の場合は9.5mmふるいを通させたものとする。
	モールド	内径 100±0.4mm 容量 1,000±12cm ³
	ランマー	質量 2.5±0.01kg
	突固め	3層に分けて突き固める。各層ごとに30±0.15cmの高さから25回突き固める。
測定	コーン penetrometer	底面の断面積3.24cm ² 、先端角度30度のもの。
	貫入速度	1cm/s
	方法	モールドをつけたまま、鉛直にコーンの先端を供試体上端部から5cm、7.5cm、10cm貫入した時の貫入抵抗力を求める。
計算	貫入抵抗力	貫入力5cm、7.5cm、10cmに対する貫入抵抗力を平均して平均貫入抵抗力を求める
	コーン指数(qc)	平均貫入抵抗力をコーン先端の断面積3.24cm ² で除する。

注) ただし、ランマーによる突固めが困難な場合は、泥土と判断する。

参考 別表第二の四号の擁壁の基準について

宅地造成等規制法施行令 関連条文抜粋 (昭和37年政令第16号)

(定義等)

第1条 この政令(第3条を除く。)において、「切土」又は「盛土」とは、それぞれ宅地造成である切土又は盛土をいう。

中略

5 擁壁の前面の上端と下端(擁壁の前面の下部が地盤面と接する部分をいう。以下この項において同じ。)とを含む面の水平面に対する角度を擁壁の勾配とし、その上端と下端との垂直距離を擁壁の高さとする。

(擁壁)

第5条 切土又は盛土(第3条第4号の切土又は盛土を除く。)をした土地の部分に生ずるがけ面は、擁壁でおおわなければならない。ただし・・・以下略

(擁壁の構造)

第6条 前条の規定により設置する擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとしなければならない。

(鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造)

第7条 第5条の規定により設置する鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によって次の各号に該当することを確認したものでなければならない。

- 一 土圧、水圧及び自重(以下「土圧等」という。)によって擁壁が破壊されないこと。
- 二 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。
- 三 土圧等によって擁壁の基礎がすべらないこと。
- 四 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。

2 前項の構造計算は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 土圧等によって擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの許容応力度を超えないことを確かめること。
- 二 土圧等によって擁壁の転倒モーメントが擁壁の安全モーメントの3分の2以下であることを確かめること。
- 三 土圧等によって擁壁の基礎のすべり出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力の3分の2以下であることを確かめること。
- 四 土圧等によって擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地番の許容応力度を超えないことを確かめること。ただし、基礎ぐいに生ずる応力が基礎ぐいの許容支持力を超えないことを確かめること。

3 前項の構造計算に必要な数値は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 土圧等については、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の場合の土圧については、盛土の土質に応じ別表第二の単位体積重量及び土圧係数を用いて計算された数値を用いることができる。
- 二 鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力並びに基礎ぐいの許容支持力については、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第90条(表一を除く。)第91条、第93条及び第94条中長期応力に対する許容応力度及び許容支持力に関する部分の例により計算された数値
- 三 擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力については、実況に応じて計算された数値。ただし、その地盤の土質に応じ別表第三の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。

(練積み造の擁壁の構造)

第8条 第5条の規定により設置する間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 擁壁の勾配、高さ及び下端部分の厚さ(第1条第5項に規定する擁壁の前面の下端以下の擁壁の部分の厚さをいう。以下別表第四において同じ。)が、がけの土質に応じ別表上欄の第1種又は第2種に該当するものであるときは40センチメートル以上、その他のものであるときは70センチメートル以上であること。

二 石材その他組積材は、控え長さが30センチメートル以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつ、その背面に栗石、砂利又は砂利まじり砂で有効に裏込めすること。

三 前二号に定めるところによっても、がけの状況等によりはらみ出しその他の破壊のおそれがあるときは、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等必要な措置を講ずること。

四 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れ深さは、擁壁の設置される地盤の土質が、別表第四上欄の第1種又は第2種に該当するものであるときは擁壁の高さの100分の15（その値が35センチメートルに満たないときは、35センチメートル）以上、その他のものであるときは擁壁の高さの100分の20（その値が45センチメートルに満たないときは、45センチメートル）以上とし、かつ、擁壁には一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で擁壁のすべり及び沈下に対して安全である基礎を設けること。

（建築基準法施行令の準用）

第9条 第5条の規定により設置する擁壁については、建築基準法施行令第36条から第39条まで、第52条（第3項を除く。）、第72条から第75条まで及び第79条の規定を準用する。

（擁壁の水抜き）

第10条 第5条の規定により設置する擁壁については、その裏面の排水をよくするため、壁面の面積3平方メートル以内ごとに少なくとも1個の内径7.5センチメートル以上の陶管その他これに類する耐水材料を用いた水抜き穴を設け、擁壁の裏面で水抜き穴の周辺その他必要な場所には、砂利等の透水層を設けなければならない。

別表第二（第7条関係）

土 質	単位体積重量 (1立方メートルにつき)	土圧係数
砂利又は砂	1.8トン	0.35
砂質土	1.7トン	0.40
シルト、粘土又はこれらを多量に含む土	1.6トン	0.50

別表第三（第7条関係）

土 質	摩擦係数
せつ 岩、岩屑、砂利又は砂	0.5
砂質土	0.4
シルト、粘土又はこれらを多量に含む土（擁壁の基礎底面から少なくとも15センチメートルまでの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る。）	0.3

別表第四（第8条関係）

土 質		擁 壁		
		こう 勾 配	高 さ	下端部の厚さ
第 1 種	せつ 岩、岩屑、砂利又は 砂利まじり砂	70度を超え75度以下	2メートル以下	40センチメートル以上
			2メートルを超え3メートル以下	50センチメートル以上
		65度を超え70度以下	2メートル以下	40センチメートル以上
			2メートルを超え3メートル以下	45センチメートル以上
			3メートルを超え4メートル以下	50センチメートル以上
		65度以下	3メートル以下	40センチメートル以上
			3メートルを超え4メートル以下	45センチメートル以上
			4メートルを超え5メートル以下	60センチメートル以上
		第 2 種	真砂土、関東ローム、 硬質粘土その他これ らに類するもの	70度を超え75度以下
2メートルを超え3メートル以下	70センチメートル以上			
65度を超え70度以下	2メートル以下			45センチメートル以上
	2メートルを超え3メートル以下			60センチメートル以上
	3メートルを超え4メートル以下			75センチメートル以上
65度以下	2メートル以下			40センチメートル以上
	2メートルを超え3メートル以下			50センチメートル以上
	3メートルを超え4メートル以下			65センチメートル以上
	4メートルを超え5メートル以下			80センチメートル以上
第 3 種	その他の土質	70度を超え75度以下	2メートル以下	85センチメートル以上
			2メートルを超え3メートル以下	90センチメートル以上
		65度を超え70度以下	2メートル以下	75センチメートル以上
			2メートルを超え3メートル以下	85センチメートル以上
			3メートルを超え4メートル以下	105センチメートル以上
		65度以下	2メートル以下	70センチメートル以上
			2メートルを超え3メートル以下	80センチメートル以上
			3メートルを超え4メートル以下	95センチメートル以上
			4メートルを超え5メートル以下	120センチメートル以上